

各位

横浜信用金庫

**「外国為替及び外国貿易法」及び  
「米国 OFAC」等に基づく支払等規制への対応について**

いつも当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます)および「米国 OFAC 規制等の各国経済制裁関連法令・規制」(以下「各国経済制裁関連法」といいます)に基づく経済制裁措置に対応するため、お客さまのお取引が「外為法」および「各国経済制裁関連法」の規制対象取引に該当しないこと(もしくは、当局から許可を受けていること)を確認させていただいております。

法令等に基づく規制に該当しないことが確認できない場合は、お取引をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

お客さまのご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

## 1. 外為法の規制対象取引について

外為法に基づく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法17条の規定により、お客さまのお取引が外為法の規制対象取引に該当しないことを確認させていただいております。

【外為法に基づく支払等規制(一部抜粋)】
(1) 資産凍結等経済制裁対象者との取引
(2) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
<ul style="list-style-type: none"> <li>●北朝鮮を原産地または船積地とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの</li> <li>●北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの</li> </ul>
(3) 北朝鮮の「資金使途規制」
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの</li> </ul>
(4) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
<ul style="list-style-type: none"> <li>●人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止</li> <li>●当該措置の対象となる支払いは、次の者(規制対象者)を受取人とするもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①北朝鮮に住所・居所を有する自然人</li> <li>②北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体</li> <li>③上記②の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所</li> <li>④上記①または②により実質的に支配されている法人等</li> <li>⑤上記④の法人等の外国にある支店等</li> </ul> </li> </ul>
(5) イランの「資金使途規制」
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの</li> </ul>
(6) ロシア関連

- ロシア・ベラルーシの特定の団体に対する資産凍結等の措置（資産凍結等の対象となっている団体により株式の総数等が50%以上の団体も資産凍結等の対象）
- ロシア政府等が発行した証券の取得または譲渡
- ロシア政府等またはロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行もしくは募集または当該発行もしくは募集のための役務取引
- ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引または当該者から受託する信託契約
- ロシア法人等に対する会計、監査、経営コンサルタント業、建築サービス、エンジニアリングサービスに係る役務取引
- ロシアにおいて行われている事業に係る対外直接投資（居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。）
- ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等またはこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。）
- 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油または石油製品の購入または輸送に関連する金銭貸付契約または債務保証契約

#### (7) 特定事業パートナーシップ関係送金

- 居住者による本邦から外国に向けた支払であって、居住者が他の居住者または非居住者と共同で設立する組合その他の団体による外国における特定の業種（注1）の事業活動に充てるためのものをいう（注1）：「特定の業種」とは、漁業（水産動植物の採捕の事業）、皮革又は皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業を指します。

※その他、詳細につきましては、財務省・経済産業省のホームページをご参照ください。

## 2. 米国 OFAC 規制対象取引について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建等、米国接点を有する取引が、規制の適用を受けます。本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまのお取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

当金庫では、お客さまのお取引が OFAC 規制にかかるお取引に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、下記のようなお取引は当金庫ではお取扱いが出来ませんので、外国為替取引を行うお客さまは、これらに該当しないお取引であることを十分ご確認の上、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

### 【OFAC 規制対象取引(一部抜粋)】

#### (1) 下記①、②のいずれかに該当する米ドル建てのお取引

①お取引の当事者(注2)の所在地・関係国・関係地等に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれているお取引

(注2)お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)、保証の受益者等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、中継地、最終仕向地、船籍等を指します。

②米国政府により、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者(特定されている者が直接・間接問わず50%以上出資する団体等も含む)が関与するお取引

#### (2) 米ドル建て以外であっても、上記①または②に該当し、かつ下記に該当するお取引

●米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が、関与するお取引

#### (3) その他、OFAC が規制対象として指定するお取引(二次的制裁の対象)

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいたお取引が経済制裁規制(OFAC を含む)に該当する恐れがある場合には、当金庫よりお取引の詳細な内容を確認させて頂き、その結果によっては、当金庫の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。

お取引内容確認の際は、当金庫の調査とは別に、経由銀行や受取銀行である金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。

そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置きください。

※ あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については、OFAC ホームページにて、ご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

### 3. その他確認事項

お客さまのお取引が、上記1、および2、の規制対象取引に該当しないこと(もしくは、当局から許可を受けていること)をご確認いただくほか、下記の事項についても併せてご確認いただき、お取引をご依頼いただきますようお願い申し上げます。

#### (1) ご送金目的についてのご申告をお願いします

①ご送金目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地(国名)、船積地域(都市名)、仕向地(仲介貿易の場合)をあわせてご申告ください。

②お取引が外為法上の経済制裁の関連規制に該当しないことをご確認のうえで、その旨をご申告ください。

## **(2)お取引の相手方についてのご確認をお願いします**

お客さまの知り得る限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者ではないこと、お取引相手の関係者(主な株主や取締役等)の中に北朝鮮居住者(法人・個人)がいないこと、また資産凍結等経済制裁対象者に該当しないことをご確認のうえで、その旨をご申告ください。

## **(3)お取引内容を確認できる資料のご提示をお願いします**

お取引の受付の際、お取引に関係する資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただきます。

また、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「北朝鮮居住者等に対する支払の原則禁止措置」、「対外直接投資に関する規制」および「役務取引に関する規制」に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## **(4)最新の規制内容を財務省ホームページ等にてご確認をお願いします**

財務省を含む関係省庁のホームページにおいて、「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されています。お客さまが当該注意喚起に示されているプラットフォーム企業や業務発注企業である場合、または北朝鮮 IT 労働者との関連が疑われる場合には、お取引の内容や状況等に応じて、この注意喚起により求められている対策に努められているかについて、個別に確認させていただく場合があります。

その他、詳細につきましては、財務省・経済産業省のホームページをご参照ください。

以上